

厚生労働省告示第二百二十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に關し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件（平成二十四年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表を次のように改める。

対象となる特定権利利益	対象者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二條第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一條に規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以

---

下同じ。)に際し、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第二項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。)又は計画的避難区域(原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき、平成二十三年(二十一年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が平成二十三年四月二十二日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。)に営業所を有する者

---

<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九 九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第二十 九条第一項、第三十条第一項又は附則第二十一条第一項 の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費 等の支給を受けることができること。</p>	<p>岩手県（陸前高田市に限る。）又は 福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町 、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪 江町及び同郡葛尾村に限る。）に居 住地を有する者</p>
<p>障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けた ことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支 援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限 る。）の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町 、同郡富岡町及び同郡大熊町に限 る。）に居住地を有する者</p>
<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障 害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地 域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（ 平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。 ）附則第二十三条第一項の規定により整備法第五条の規 定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、 同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内 村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡 浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館 村に限る。）に居住地を有する者</p>

<p>十四号。以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	
<p>整備法附則第二十三条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十三条第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内</p>

<p>通所給付決定を受けたものとみなされたことにより、新  児童福祉法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の  五の四第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五  の五第一項の障害児通所給付費等の支給を受けることが  できること。</p>	<p>村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡  浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館  村に限る。）に居住地を有する者</p>
<p>整備法附則第二十六条の規定により新児童福祉法第二十  四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものと  みなされたことにより、新児童福祉法第二十四条の二第  一項の規定により同項の障害児入所給付費の支給を受け  ることができること。</p>	<p>福島県（南相馬市、双葉郡広野町、  同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内  村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡  浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館  村に限る。）に居住地を有する者</p>